

令和7年度東京都入札監視委員会 第6回制度部会

令和8年2月3日(火)

東京都庁第一本庁舎3階南塔 特別会議室S6

【東川契約調整担当課長】 それでは定刻になりましたので、これより東京建設業協会様と東京都財務局との意見交換会を始めさせていただきます。

私、本日の司会進行役を務めさせていただきます財務局契約調整担当課長の東川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

本日は、都の入札契約制度をよりよいものとするを目的に、現場の実態を踏まえたご意見、ご要望等を直接伺いするため、東京都入札監視委員会制度部会として意見交換会の場を設定させていただきました。

東京建設業協会の皆様におかれましては、お忙しい中、ここ都庁までお越しいただきまして誠にありがとうございます。

それでは出席者のご紹介でございますが、入札監視委員会制度部会の委員の先生方をご紹介します。

入札監視委員会委員の堀田昌英様でございます。

【堀田委員】 堀田です。よろしくお願いいたします。

【東川契約調整担当課長】 同じく、委員の斉藤徹史様でございます。

【斉藤委員】 斉藤です。よろしくお願いいたします。

【東川契約調整担当課長】 同じく、委員の石橋哲様でございます。

【石橋委員】 石橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【東川契約調整担当課長】 同じく、委員の柄澤愛子様でございます。

【柄澤委員】 柄澤でございます。本日はよろしくお願いいたします。

【東川契約調整担当課長】 東京建設業協会の皆様につきましても、本来であれば、お一人ずつご紹介させていただきたいところでございますが、時間も限られておりますので、大変恐縮ではございますが、お手元の資料にあります出席者名簿に代えさせていただきます。

都の出席者につきましても、出席者名簿のとおりでございます。

それでは、意見交換に先立ちまして、東京都財務局経理部長の稲垣より一言ご挨拶を申し上げます。

【稲垣経理部長】 東京都財務局で経理部長を務めております稲垣と申します。

本日は、皆様大変お忙しいところ、貴重なお時間を頂戴いたしまして誠にありがとうございます。

恐れ入りますが、着席をさせていただきます。

東京建設業協会の皆様におかれましては、日頃より都の入札契約制度にご理解、ご協力

を賜りましてありがとうございます。

また、ここ数年にわたりまして社会経済情勢が変化しております中、都の建設事業をお支えいただいておりますことに、重ねて御礼を申し上げる次第でございます。

令和6年6月に成立をいたしました第三次・担い手3法が、昨年の12月に全面施行となったところでございます。都といたしましても、改正法の趣旨などを踏まえまして、適切に対応していかなければならないと認識をしております。

適切な入札契約制度の運用を引き続き行いますとともに、建設業界におけます諸課題の解決、働き方改革等の取組を連携して進めてまいりたいと考えてございまして、そのためにも本日は重要な意見交換の場であると考えてございます。

ぜひ、現場の実態等を踏まえまして、率直なご意見をお聞かせいただければと思います。

入札監視委員会制度部会の先生方におかれましても、大変ご多用の中、ご出席をいただきましてありがとうございます。本日は、専門的な見地からご意見やご質問を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

限られた時間ではございますが、本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

【東川契約調整担当課長】 続きまして、東京建設業協会の乗京会長様よりご挨拶を頂戴できればと思いますので、よろしくお願いいたします。

【乗京会長】 東京建設業協会会長の乗京でございます。

本日は、東京都入札監視委員会制度部会の先生方、並びに稲垣経理部長様はじめ、財務局経理部の幹部の皆様には、ご多忙にかかわりませず、私ども業界団体との意見交換の場を設けていただき、厚く御礼申し上げます。私も座らせていただきます。

さて、近年、各地で風水害や地震が相次ぐ中、防災・減災に加え、発災後の迅速な復旧・復興までを見据えたしなやかで強い都市づくりの重要性が一層高まっております。

こうした中、東京都におかれましては、昨年10月、東京強靱化プロジェクト事業に用途を特化した都債、TOKYOレジリエンスボンドを発行されるなど、財政面からも計画的かつ継続的に災害対策を進められており、我々建設業界としても大変心強く感じております。

一方で、建設資材価格の高騰は依然として終息の兆しが見えず、事業計画の見直しや延期を余儀なくされることも散見されております。

こうした中、昨年12月には改正建設業法が全面施行され、標準労務費の導入による技能労働者の処遇改善や価格転嫁の円滑化が図られたところでございます。

とりわけ、担い手不足が深刻化する中、技能や経験を次世代につないでいくためにも、処遇改善と安定した企業経営の両立は欠かせないと考えております。

これは、建設業界にとって大きな転換点であり、適正な利潤の確保や人材の定着を通じて、東京都が掲げるレジリエントな世界都市の実現に、将来にわたり貢献していくための重要な契機であると捉えております。

本日は、働き方改革の実現や入札契約制度の改善など、現場の事情を踏まえた業界の意見、要望を率直にお伝えしたいと存じております。

財務局及び制度部会の先生方の皆様におきましては、引き続き、業界の実情にご理解を賜り、ご支援、ご指導くださいますように、よろしくお願い申し上げます。

結びに、本日の意見交換が実り多いものとなりますことを心より祈念し、私の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【東川契約調整担当課長】 ありがとうございます。

それでは、本日の進行についてご説明申し上げます。

まず、東京建設業協会様から都に対しての入札契約制度全般に関するご意見、ご要望等をいただきまして、都からそれに回答させていただきたく考えてございます。

また、報告事項になりますが、入札契約制度改革本格実施後の状況についてでございますが、こちらにつきましては、本日、ご説明する時間は設けておりませんので、後ほどご参照いただければと存じます。

なお、時間も限られておりますので、意見交換につきましては最後に一括して実施したいと考えてございますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

早速ではございますが、都の入札契約制度等に関するご意見やご要望等につきまして、東京建設業協会様からお願いできますでしょうか。

【安達公共工事制度研究部会部会長】 公共工事制度研究部会部会長をやっております安達と申します。よろしくお願いいたします。

この後の委員からの説明も含めまして、着座で進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、まず最初に、働き方改革の実現についてご提案させていただきます。

まず1点目の、適正な予定価格・適正な工期での発注の徹底についてです。

適正な予定価格、工期設定での発注は進んでおりますが、会員からは、現場条件が反映されていない、実勢価格が反映されていない、関係機関との事前協議が不十分であったなどの課題が寄せられております。

については、現場の実情と、最新の実勢価格を踏まえた、適正な予定価格と適正な工期での発注を徹底していただくよう、よろしくお願いいたします。

また、標準歩掛につきましては国に準じておられるとのことですが、施工実態と乖離している工種が見受けられますので、東京都様独自での調査及び見直しの検討をお願いいたします。

以上です。

【鴨下公共工事制度研究部会副部会長】 副部会長の鴨下です。

2点目の、猛暑日・熱中症対策への対応でございますが、地球沸騰化と言われております気候変動の影響により、夏季の現場作業における熱中症対策の重要性はますます高まっております。

現在、WBGT値に基づいて休息や作業の中断を実施しておりますが、猛暑日の増加に伴い、作業効率の低下が顕著となっております。

つきましては、夏季における作業の実態を踏まえた歩掛の設定をお願いするとともに、熱中症対策に要する費用のさらなる拡充を図っていただきたく、よろしく願いいたします。

また、夏季施工においては、サマータイムの導入を推奨する自治体も見受けられる中、東京都様におかれましてもサマータイム導入や1日の作業時間を短縮した工期設定等についての検討をお願いいたします。

以上です。

【清原公共工事制度研究部会委員】 委員の清原でございます。

続いて3点目、設計変更の円滑化でございます。

設計変更については、依然として工事請負契約設計変更ガイドラインに基づいた運用が徹底されていないということで、対応にばらつきが見受けられます。

また、手続に過度な時間を要すること、それから必要書類が多く煩雑であることも非常に課題になっております。

そこで、ガイドラインに基づいた適正な運用の徹底を改めて周知いただきたいとともに、手続の迅速化及び書類の削減、または簡素化への取組をお願いいたします。

以上でございます。

【玉井公共工事制度研究部会委員】 委員の玉井です。

続いて、4点目の工事・検査書類の削減・簡素化及び検査の効率化でございますが、提出書類の削減、簡素化については着実に進展しているものの、依然として電子データと紙の双方の提出を求められる、基準にない書類の提出を求められるといった事例が散見されております。改めて取組内容の周知徹底をお願いいたします。

特に、工事情報共有システムの活用により書類作成業務の負担軽減が期待できることから、貴局の主導の下、全庁的に原則活用を推進していただきたいと思っております。

また、検査に関しては、2025年7月に公表された土木工事検査マニュアル及び同マニュアルに準じた検査の実施について、関係者への周知徹底を図るとともに、国交省が実施している書類限定検査や、監督職員と検査員の重複確認の廃止等を取り入れ、さらなる検査の効率化に取り組んでいただきますようお願いいたします。

以上です。

【石川公共工事制度研究部会委員】 委員の石川です。

続きまして、5点目の業務環境の改善でございます。

これにつきましては、ワンデーレスポンスやウィークリースタンスの取組は、工事の効率化や職員の休日、時間外労働の削減などには有効ですが、実施されていないとの声も寄せられております。貴局において、実施要領等の整備を含め、全庁的な取組をお願いいたします。また、さらに、働き方改革の観点からも、受発注者が対等な立場であることを前

提に、双方が適切に取り組むことが重要であることから、過度な負担や不合理な要求が生じないようにご配慮いただきたいと存じます。

また、発注者、設計者、施工者による三者会議においては、設計意図や施工上の留意点、設計図書と現場との整合性を共有することで、施工の円滑化に資する重要な取組であることから、実施いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

【戸澤公共工事制度研究部会委員】 続きまして、入札契約制度の改善について、1 番目、委員の戸澤から説明させていただきます。

1 番目、発注標準金額の見直しについてでございます。

資材価格や労務費の高騰に伴いまして、建設費が増加していることから、現行の発注標準金額では、従来と同規模の工事であっても、CからBであるとか、BからAであるとか、発注等級が上がってしまい、特に中小建設業者にとっては受注機会に影響を及ぼすおそれがございます。

国土交通省におきましても、2025年4月より発注標準の見直しが行われました。

東京都におきましても、適正な競争環境を確保する観点から、発注標準金額の見直しを検討していただきたいと思っております。よろしくようお願いいたします。

【芦部公共工事制度研究部会委員】 委員の芦部です。

続きまして、2 点目の総合評価方式における課題についてですが、総合評価方式は、価格だけではなく、技術力や社会的貢献度も含めて総合的に評価できるため、公共工事や調達の品質確保、過度なダンピング防止といったメリットがある一方、課題もあることから、3 点ご提案させていただきます。

まず1 点目は、昨年度の意見交換会において、課題数を減らした新たな総合評価方式の創設について検討を進めているという回答をいただいておりますが、検討状況についてお聞かせいただければと思っております。

続いて2 点目ですが、技術実績評価型と技術力評価型における配置予定技術者の優良工事の実績については、好実績を持つ技術者による申請に偏りまして、特定の技術者に依存する構造が固定化され、新規の技術者の登用機会が失われております。より多くの技術者が機会を得られるよう、評価項目の在り方の検討をお願いいたします。

最後に3 点目ですが、事故及び不誠実な行為の実績点については、指名停止措置に加え、長期間の減点が課される一方で、優良工事に対する加点制度もあり、問題ないとお見解をいただいておりますが、特に中小企業にとっては、当該業種に限らず全社的に受注機会を失い、経営への影響が課題になっております。

減点期間の短縮や評価方法の見直しなど、再検討していただけますようお願いいたします。

【秋元公共工事制度研究部会委員】 委員の秋元です。

続いて3 点目の、低入札価格調査制度の厳格な運用でございますが、ダンピング受注

は、工事に従事する者の賃金、サプライヤーに対する悪影響、その他の労働環境の悪化や安全対策の不徹底につながるおそれがあり、建設業の健全な発展を阻害するおそれがございます。

引き続き、低入札調査制度の厳格な運用の継続をお願いしたいと思います。

続いて4点目の、E C I方式の積極的活用でございます。E C I方式は、ご存じのとおり技術協力業務を通じて施工者の施工に関する知見を反映させることが可能なため、近年増加する施工条件が困難な現場に合わせた施工方法の採用が可能となる場合があります。

また、速やかな工事着手に向け、例えば路上協議の先取り、場合によっては、一般的な契約では1年程度かかる場合もあるように聞いておりますので、こういった先取りを通じて、生産性の向上や品質の確保に有効であると思われま

す。東京都様では、東京都E C I試行要綱に基づき取組を進めていただいておりますが、特に施工条件が厳しい工事、協議先などが多い工事については、積極的な活用をお願いしたいと思っております。

以上であります。

【中村公共工事制度研究部会委員】 委員の中村です。

続いて5点目の、配置予定技術者の最終確認時期についてでございますが、東京都の入札では、配置技術者の選任配置が求められる工事の場合、工事希望申請時の配置予定技術者申請にて、開札日に監理技術者等が他の工事に従事していないことが条件とされております。

このため、従事中の工事がある技術者を配置する場合、落札決定前に当該技術者の従事中工事のコリンズ登録を一旦解除する必要が生じており、落札者とならなかった場合には、再度、登録手続を行うこととなっております。

このため、技術者の従事期間が不連続となり、事務負担が生じております。

ついては、国での申請にて運用されている、従事期間が重複する場合の対応措置の明示等を活用いただき、開札日の他工事従事者を一旦承認していただくようお願いいたします。

こちらの質問は、昨年と同様の意見交換会でも質問させていただいておりました。何とぞご検討のほど、お願いいたします。

続いて、6点目の監理技術者制度の運用の緩和でございますが、監理技術者は、現場の品質確保や安全管理に重要な役割を担っておりますが、長期間現場に配置し続けることは大きな負担となり、離職につながるケースも見受けられます。現行の死亡・傷病・退職等に限定した交代要件を見直していただき、途中交代をより柔軟に認めていただきますよう、ご検討のほどお願いいたします。

以上でございます。

【中條公共工事制度研究部会委員】 委員の中條でございます。

7番目の、技術者育成モデルのJ V工事についてご報告いたします。

東京都様の工事では、中小建設業の技術力確保・向上を目的として技術者育成モデルJ-V工事を試行し、中小企業の人材育成や技術力向上に一定の成果をもたらしていると理解をいたしております。

一方で、制度開始から6年が経過した現在も、第1順位企業が大企業に限定されており、同等規模の工事で中小企業が単体や第1順位企業として入札に参加している事例もあることから、大企業限定とせず、中小企業が主体的に参画できるよう、柔軟な見直しをお願いいたしたいと考えております。

【大宮司公共工事制度研究部会委員】 委員の大宮司です。

8点目の、東京都の入札参加制限の緩和でございますが、貴局が発注される土木工事に おきましては、前2週連続で希望したものは入札に参加できないこととなっておりますが、積算の不備等により前2週の入札が中止となった場合でも、このカウントはリセットされません。

特に中小企業にとっては、申込み1件の存在感が非常に大きいため、同一週に2案件を申し込むことができないという制限も含めて、建築工事と同様に適用除外としていただきますようお願いしたいと思います。

以上です。

【石沢公共工事制度研究部会委員】 委員の石沢です。

続きまして、高騰する建設資材価格等への対応についてご提案させていただきます。

スライド条項の適用に当たっては、担当者間で運用に差異が生じないように、運用ルールの徹底と手続の迅速化を図るとともに、受注者負担割合の軽減に取り組んでいただきますようお願いいたします。

さらに、スライド額確定の通知については、内訳を示すなど透明性を高め、受発注者双方の合意につなげていただきたいと思います。

以上です。

【土井公共工事制度研究部会委員】 委員の土井でございます。

続きまして、建設業の担い手確保についてご提案させていただきます。

建設業の担い手を確保するためには、処遇改善が不可欠であり、設計労務単価のさらなる引上げに加え、現場技術者の処遇改善につながる現場管理費や一般管理費の引上げもお願いいたします。

また、建設キャリアアップシステム、CCUSは、技能労働者の処遇改善と現場の生産性向上を目的とした制度ではございますが、CCUS活用工事の対象を大規模工事だけでなく、中小規模工事にも拡大するとともに、登録料や利用料、機器導入等の経費を発注者の負担により、中小建設業者にも展開していただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

【野村公共工事制度研究部会委員】 委員の野村でございます。

こちらが最後の提案要望となりますが、前払金について、支払限度額の撤廃についてで

ございます。

公共工事の前払金は、工事着手時における協力会社や資材の確保など、工事の円滑な施工に大きく寄与するものでございます。2024年10月には支払限度額を引き上げていただいたところではございますが、発注工事の中には予定価格が引上げ後の支払限度額を超えるものもあることから、支払限度額を撤廃していただき、前払金を一律40%とするように見直していただきたいと思います。

以上でございます。

【東川契約調整担当課長】 ありがとうございます。

それでは、ただいま頂戴したご要望に関しまして、所管部署から順次、回答申し上げます。

【長谷川技術管理課長】 技術管理課長の長谷川です。

私のほうからは、1の働き方改革の実現の（1）適正な予定価格・適正な工期での発注の徹底について回答させていただきます。

財務局が定める積算標準単価は、最新の公共工事設計労務単価を用いるとともに、近年の市場動向を踏まえて、全ての資材につきまして、毎月単価改正を実施しております。

標準歩掛については国に準じて定めており、国において移動時間を踏まえた歩掛の改定と見直しが行われていることから、今後とも国の動向を注視するとともに、引き続き可能な限り実勢を反映した適正な予定価格の設定に努めてまいります。

工期設定に当たっては、国の工期に関する基準を踏まえた適正な工期設定を行うこととし、具体的には、新築、改築、増築の工期は一般社団法人日本建設業連合会の建築工事適正工期算定プログラムを活用し、直接工事に必要な日数のほか、機器の調整、検査期間等を考慮した日数を加え、工事に必要な期間を確保しております。

以上です。

【樋渡土木技術担当課長】 土木技術担当課長の樋渡でございます。

私からは（2）猛暑日、熱中症対策への対応につきまして、回答をさせていただきます。

都は、国に準じまして標準歩掛等を定めております。国は、建設工事における猛暑対策サポートパッケージにおきまして、施工実態調査に基づき歩掛を見直すとしてございますので、こうした国の動向を注視して、適切に対応してまいります。また、夏季施工につきましても、現場の環境や工事の進捗、作業の内容等の状況を踏まえ、対策を実施することが必要というふうに考えております。

このため、あらかじめ猛暑日を考慮した工期設定を行うとともに、WBGT値が31以上などの場合は、現場の状況を踏まえ、作業の一時的な中止を積極的に検討するよう適切な対策の実施を促し、作業を一時的に中止したことによる工期延伸が必要になる場合は、設計変更の協議の対象となることも周知しているところでございます。

引き続き、猛暑対策の取組を積極的に推進してまいります。

【長谷川技術管理課長】　　続きまして、（３）設計変更の円滑化について回答いたします。

都は、発注者と受注者双方の責務や手続を明確にした工事請負契約設計変更ガイドラインを策定し、施工条件と工事現場の状態が一致しないことを発見した場合などには、ガイドラインに基づき設計変更を行うこととしております。これまで、適切な設計変更が発注者の責務であること、必要な手続などについて説明会などを開催し、各局へ周知するとともに、各局を通じ、受注者にもガイドラインを浸透するよう取り組むことで、必要な設計変更が適切に行われるよう努めてまいりました。今後も、必要な設計変更が円滑に行われるよう努めてまいります。

続きまして、（４）工事の検査書類の削減・簡素化及び検査の効率化についてです。

書類の削減・簡素化につきましては、品質確保の観点も踏まえ、関係部署と情報共有して検討を進めるとともに、書類提出に係る適切な運用についても引き続き周知徹底を図ってまいります。情報共有システムにつきましては、財務局では、令和６年１１月より、当初工事費にあらかじめシステム利用経費を計上することで、受注者の利用を促しております。関係局等で構成される協議会を通じて周知をするなど、引き続き取組を進めてまいります。土木工事検査マニュアルにつきましては、全庁的な会議体など、様々な場を活用し、周知に努めております。今後も引き続き、周知と検査の効率化に努めてまいります。

続きまして、（５）の業務環境の改善についてです。

これまで、財務局では、受発注者間の迅速かつ正確な意思疎通を図り、業務環境の改善に向けた対応を行ってまいりました。また、工事の品質を確保し、施工を円滑に進めていくために、受注後の工事現場において週に１回工事関係者による定例打合せを行い、設計や施工に関する状況の共有を図っております。

【米倉契約調整技術担当課長】　　契約調整技術担当課長をしております米倉でございます。

私からは２の（１）、こちらについてご説明させていただきます。

発注標準金額の見直しについてでございます。都では、品質確保と同規模の企業間での公平な競争を目的といたしまして、事業者の規模や能力に応じた等級格付を実施するとともに、各等級に対応した価格帯を発注標準金額として設定しております。発注標準金額につきましては、近年の経済状況や入札状況等を踏まえ、外部有識者の意見も聞きながら検討を行っているところでございます。

引き続きまして、（２）でございます。

総合評価方式における課題についてでございます。都の総合評価方式は４類型を運用しておりますが、このうち技術実績評価型などの３類型の方式においては、技術者の資格や過去の成績評定などの実績などにより企業の技術力を評価しておりまして、技術提案型、こちらの１類型につきましては、現状の課題への技術提案を求め、これにより技術力を評価しているところでございます。

現行の技術提案型は、これまで主に大型の施設整備において活用しているところですが、複数の課題に対する技術提案を求めております。負担が大きく、手続が煩雑になる傾向があります。こうしたことから、課題数を削減して手続期間も短縮するなど、中小企業が参加する案件でも活用しやすい新たな総合評価方式の創設に向け、具体的な配点方法など、運用方法等につきまして、関係局の意見も聞きながら詳細の検討を進めているところでございます。

引き続きまして、②でございます。総合評価方式におきましては、品質の確保を図るため、都では技術者の資格や過去の成績評定などの実績などにより企業の技術力を評価しております。また、若手技術者が、建設現場において中心的な役割を担う経験と実績を積んでもらうことも重要です。

このため、都では、若手技術者を配置予定技術者とした場合、通常の技術点に加点して評価しています。国におきましては、経験の少ない若手技術者と、若手技術者を補佐する経験豊富な技術者を配置する専任補助者制度や、資格を有していない若手技術者の育成及び、資格取得後、監理技術者を交代する監理技術者育成交代モデルなどのモデル工事を実施しておりますが、都における工事は中小規模のものが多く、また中小事業者の割合も多いことから、こうした大規模な工事において複数の技術者を配置することを想定したモデル工事につきましては、今後の研究が必要だと考えております。

今後とも、総合評価方式の本来の趣旨である品質確保が確保されるよう、価格点と技術点のバランスに配慮しながら制度を適切に運用してまいります。

引き続きまして、③事故及び不誠実な行為の実績点についてでございます。総合評価方式におきましては、一定期間における実績等に応じて技術点を減点または加点しております。指名停止措置に該当する場合には、事由に応じた期間において指名停止になることに加え、総合評価方式においては3点、こちらは技術実績評価型の場合ですが、その減点を行っております。その期間は3年間としているところでございます。

他方、優良工事となった場合につきましては、企業の優良表彰実績として2点、こちらも技術実績評価ですが、それと加えて、技術者の優良工事实績として最大3点の、合わせて最大5点の加点を行うこととしております。これは総合評価方式において5年間にわたり加点を行います。また、併せて優先指名を1年間実施いたします。こうした制度は、企業の技術力や信頼性等を減点または加点という形で適切に評価することを目的に実施しているものでございます。引き続き、価格と合わせ、技術力を総合的に評価する総合評価方式におきましては、こうした制度を適切に運用し、技術力のある優良な事業者の育成を促してまいります。

引き続きまして、(3) 低入札価格調査制度の厳格な運用についてでございます。

最低制限価格制度や低入札価格調査基準価格の設定は、公共工事の品質確保とダンピング受注の防止のために重要なものと認識しております。引き続き、ダンピング対策の徹底など、発注者の責務を果たしてまいります。

(4) E C I 方式につきましてです。

東京都では、令和5年4月から、東京都E C I 方式試行要綱に基づきE C I 方式を実施しています。発注者が最適な仕様を設定できない工事や、仕様の前提となる条件の確定が困難な工事に対しまして、設計段階から、建設会社が持つ高度で専門的なノウハウや工法等を活用することを目的に実施しております。適用につきましては、工事案件ごとに適切に判断してまいります。

続きまして、(5) 配置予定技術者の最終確認時期についてでございます。

都では、技術者の専任配置が必要な案件では専任性の担保をとる必要があることから、開札日時で他の現場に配置されていないかを入札参加の希望申請時に確認するとともに、開札後、落札決定までの間に配置予定技術者の最終確認を行っております。これは、開札後に速やかに落札決定することや、落札後に万一技術者を配置できなかった場合における事業執行の停滞を防ぐといった観点からの運用でございます。落札者のみの配置予定技術者の確認に変更する場合には、開札後に配置予定技術者を確認することとなるため、落札決定までに時間を要することになるとともに、万一技術者を配置できなかった場合に契約手続のやり直しが発生するなどの課題もあります。こうしたことから、配置予定技術者の専任性を担保する手法や確認方法を含め、引き続き検討を行ってまいります。

【樋渡土木技術担当課長】 (6) 監理技術者制度の運用の緩和につきまして、土木技術担当課長、樋渡より回答させていただきます。

都におきましては、工事現場の適正な施工体制の確保を図るために、国の監理技術者制度運用マニュアル等に基づきまして、東京都工事施行適正化推進要綱及び同解説を定めております。この要綱及び同解説では、監理技術者等の途中交代につきまして、死亡・傷病・退職のほか、育児・介護や、一つの契約工事が多年に及ぶ場合などにおいても、工事の継続性や品質確保等に支障がなく、発注者と合意がなされた場合に認められるものとしてございます。引き続き、国の動向を注視しつつ、適切に対応してまいります。

【米倉契約調整技術担当課長】 それでは引き続きまして、(7) 技術者育成モデルJ V工事についてでございます。

中小企業が大企業から技術等を学ぶ機会を創出するといった観点から、大企業と中小企業によるJ V結成を入札参加条件とする技術者育成モデルJ V工事を試行しております。モデル工事に参画した中小企業からは、I C T建設機械による施工や工程管理ソフトによる情報共有など、先端技術や生産性向上につながる取組を学ぶ機会になった等の成果が報告されているところです。第1順位企業を大手に限定しないこととなると、中小企業が大企業から技術等を学ぶというモデル工事の趣旨を達成できなくなるのではないかと考えております。こうした中、中小企業育成の観点から、モデル工事の効果や課題について参加企業にヒアリングを行うなど、検証を行っているところでございます。

【高橋契約第一課長】 続きまして、(8) 東京都の入札参加制限の緩和につきまして、契約第一課長、高橋のほうからご説明申し上げます。

2週連続希望しているものや、同一週2案件の申込みの入札参加制限につきましては、より多くの企業の受注機会を確保するというために実施しているものでございます。ご指摘の、入札中止となった場合につきましては、実態を確認してまいります。入札参加条件の設定につきましては、入札状況等を踏まえまして適切に対応してまいります。

【米倉契約調整技術担当課長】　引き続きまして、3. 高騰する建設資材価格等への対応についてでございます。

スライド条項の適用については、事業者からの請求に確実に対応できるよう庁内に周知徹底しておりまして、スライド額に係る契約変更は、原則として、スライド額の決定後、速やかに行うこととしております。契約金額の変更に当たっては、変更の考え方や対象などについて監督員が説明を行うなど、受注者と発注者が対等な立場で協議することが重要と認識しており、スライド条項の運用についても、事業者からの請求に確実に対応できるよう、庁内に周知徹底を図ってまいります。

受注者負担割合の軽減についてですが、公共調達においては、受注者と発注者とは対等との考えの下、通常合理的な範囲を超える価格の変動については、契約当事者の一方のみにその負担を負わせることは適当でなく、受注者と発注者とで負担を分担すべきものであると考えています。

今後もスライド条項を適切に運用し、物価変動等へ対応してまいります。

【長谷川技術管理課長】　続きまして、4. 建設業の担い手確保について、技術管理課長、長谷川のほうから回答させていただきます。

都では、国が毎年定める公共工事設計労務単価を用いて予定価格を算定しております。この労務単価は平成25年度の改定以降、都では13年連続引上げとなっております。また、経費につきましては、国の積算基準に準じて予定価格を積算しております。今後も国の動向を注視し、適切に取り組んでまいります。

財務局の建築保全部では、建設キャリアアップシステムの理解、促進と活用状況の把握のため、受注者の希望に応じて行う建設キャリアアップシステム活用工事を令和6年度から実施しているところであります。

対象工事の拡大などにつきましては、活用工事の状況などを踏まえて検討してまいります。

【米倉契約調整技術担当課長】　最後でございます。5. 公共工事代価の前払い金における支払限度額の撤廃についてでございます。

国の前払金制度は、各年度の出来高予定額に支払率を乗じた金額を年度ごとに分割して支払っているのに対しまして、都の前払金制度は、中小企業の資金需要に応えるため、契約金額の4割を契約初年度に一括してお支払いすることとしています。

都では、昨今の建設価格の高騰などの状況を踏まえ、令和6年7月、契約金額の4割を支払う工事の対象ラインを9億円までから18億円までと引き上げたところであり、ほぼ全ての工事において契約金額の4割を前払金としてお支払いしているところでござい

す。工事費の支払いについては、前払金のほか、部分払いを活用するなど、今後とも適切な運用に努めてまいります。

回答は以上でございます。

【東川契約調整担当課長】 それでは、今からお時間の許す限りで意見交換をさせていただければと存じます。

今までを踏まえまして、ご意見やご発言をいただければと存じます。

まずは、入札監視委員会の委員の先生方、いかがでしょうか。

【堀田委員】 よろしいでしょうか、堀田ですけれども。

【東川契約調整担当課長】 堀田先生、よろしく願いいたします。

【堀田委員】 本日は貴重なお話をいただきまして、本当にありがとうございました。

2点、質問させていただきたいと思います。初めに、ご提案要望の1ポツ、働き方改革の実現の(1)ですけれども、こちら、標準歩掛についての記載がございます。施工実態と乖離している工種が多く見受けられるというご指摘がございますけれども、具体的にどういった工種、あるいは状況等で、こういった事象が見られるかということについて、少し教えていただければと思います。

二つ目は、同じ1ポツの働き方改革の実現ですけれども、この(3)設計変更について、こちら設計変更ガイドラインに基づいた運用が徹底されていないという、そういう事例があるというご指摘ですので、こちら具体的な例を少し教えていただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

【乗京会長】 それでは、会長のほうから答えさせていただきます。

まず、適正な予定価格の中で、標準歩掛が国に準じているということで、国の歩掛と東京都さん、それを使っているということなのですけれども、やっぱり協会の中には、やはり小さな工種がございます。国の標準というのは、やはり大きな工事の中での歩掛をつくっておりますので、本当に小さな舗装を少しだけやるとかですね、後片づけで、後片づけと言ったら失礼ですけど、工事の最後にやるとか、側溝を並べるとかという、施工単位が全然違いますので、その歩掛というのが本当に効いてきて、何がというのを、もう言い出したら切りがないぐらいたくさんあるんですけれども、ですから、こちらが要望しているのは、東京都さんでそういうところの歩掛を取っていただけてつくっていただくと、実態に近づくものになるというふうなことでご提案させていただいているものでございます。

設計変更についても、やはり、本来ならば設計変更の前に、この中にありますように、第三者会議、三者会議とか、そういうところを本当に、我々のこの提案というアンケートによりますと、半分も実施されていないか、あんまり効果がないというようなアンケートが出ております。

常に、やはり、受発注者が常にそういうやり取りをしていくと設計変更でもスムーズにいくわけですよ、こういう問題があつてこうなったというのが、そういうのも積み重ね

ていって、ある期間、あるポイントで、どっと設計変更するという、まだそういう全体の文化が出来上がってない、昔みたいに井でやっていこうじゃないかというのが残っているかなということで、恥ずかしながら、弊社でもやはり現場の人間にはよく言うんですけど、やっぱりちゃんと整理して、区切りをつけて、受発注者で会議体を持ちながらやっていくという、それさえできれば、本当に、お互いに不満なくやっていけるのではないかと思います。

繰り返しますが、歩掛について、やはりもっと小さな歩掛、東京都さんでよく使われるような工事での歩掛を再度取っていただきたいということ。あと、設計変更については、そういう三者会議等の文化をみんなで根づかせて、お互いに納得しながら次の工事に進めていくというのが大事かなというふうに考えております。

以上です。

【堀田委員】 ありがとうございます。よく分かりました。

【東川契約調整担当課長】 ありがとうございます。

それでは、ほかに何かご意見やご質問等はございますでしょうか。

斉藤先生、お願いいたします。

【斉藤委員】 斉藤です。本日は大変貴重なお話をいただきまして、ありがとうございます。

私からは1の(4)につきまして、二つほどご教示いただければと存じます。

工事・検査書類の削減についての部分ですが、昨年こうした書類の削減のご提案、ご要望をいただいたように記憶しています。今年もこちらのご要望を出されていらっしゃるかもしれませんが、1年たって削減の実感を建設業界の皆様方が感じられていらっしゃるのかを、まずご教示いただきたいのが1点目です。

2点目として、ITによってこうした書類の削減を進めていこうと言われていています。建設業界全体として、こうしたITによる書類の削減に対応できる環境が整っているのかどうか、具体的には、重層下請構造の下位のほうの下請の企業の皆様方がそういったITへの対応が現在進んでいるのかどうか、さらには、もし仮に進んでいないのであれば、どうすれば進むのかについてご教示いただければと存じます。よろしくお願いいたします。

【乗京会長】 すみません。また引き続き、乗京が答えさせていただきます。

工事書類の削減につきましては、このアンケートの33ページからあるんですけども、やはりみんな、まだ進んでいないというところと、先ほど先生がおっしゃったようなIT化というのと、まだ紙ベースという二つを要求されたりするというのは、これはやはり昔ながらのというか、我々がやってきたのにIT化がプラスされただけで、書類の削減という中にはなかなかできていないかなというのがみんなの印象であると思います。

どうやったらこれが進められるかということなのですが、今、物すごく大きなシステムでやろうということではなく、例えばスマホというのは、もう作業員の皆さんが持っているわけなのですよね。そういうアプリケーションをそういう中に入れて、データを

どっかに送って、それが書類に、少なくともすつとなっていくというのが将来的な目標だと思っておりますので、システムをつくって大々的にやるということではなくて、どこかにまず第一弾から第二弾で集約する。それで書類化して、それがデータでやり取りできるということになるのが将来の目標だと思っております。ですから、今の形でいうと、どちらかという、紙ベースを求められないということだけでも、すごく楽になるのではないかなというふうに感じているのが実情でございます。

以上です。

【斉藤委員】 ありがとうございます。大変勉強になりました。

【東川契約調整担当課長】 そのほか、何かございますでしょうか。

石橋先生、お願いいたします。

【石橋委員】 ありがとうございます。本日は、貴重な機会をいただきましてありがとうございます。

私からも二つご質問させていただきます。

先ほど斉藤先生のお話がありましたけれども、(4)のところ、電子データと紙の双方の提出を求められる、基準にない書類の提出を求められるといった事例が散見されるというご記載がございました。こちらは特定の局もしくは事務所のローカルルールによるものなのでしょうか。もしくは全庁的に同じような空気が残っているということなののでしょうかというのが一つ目の質問でございます。

あと次、二つ目が、これは2の(7)技術者育成モデルJV工事についてでございます。先ほど業界様のほうからは、中小企業が主体的に参画できるような柔軟な見直しをお願いしたいというお言葉がございました。財務局さんのほうからは、いや、この制度は維持すべきだというふうなご意見がございました。

先日、中小建設業協会様のこういう場があったのですが、そこでもやはり、中小企業さんが主体的に参画できるような柔軟な見直しをお願いするというふうなお言葉があったような気がいたします。この大企業様のほうでも同じような柔軟な見直しをお願いしたい。中小建設業協会様からも同じ柔軟な見直しをお願いしたいというお言葉がございましたので、ここはどのように整理すればよろしいのか。これは財務局様のほうにご質問をさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

【東川契約調整担当課長】 では、まず、先生からご質問があった1点目の、(4)の工事・検査書類の削減の事例といったところを、もし何か分かれば何点か教えていただければと思います。

【玉井公共工事制度研究部会委員】 アンケート結果の33ページに円グラフをまとめておりますが、このアンケートを行った際、自由記述欄に、現場の方々から、実際ASPを使って電子データを提出しているにもかかわらず、担当官から紙で焼いたものも出してほしいというふうに言われたというところと、基準の中で、例えば施工体制台帳とかで省略が現在認められているような部分についても提出を求められたというような、具体的な

声がありました。

局ごとの違いですが、円グラフのほうを見ていただくと、財務局、建設局については、進んでいるが少し多いですが、住宅政策本部、あと上下水道、交通局、公営企業局さんのほうが、進んでいるは9%と非常に少ない結果になっていて、進んでいるが問題があるというところを加えると、過半数以上になっている局が多い状況が見受けられますので、局ごとというよりは、意見を見ている限り、担当の監督官さんの認識が、このマニュアルで求められていないことに関しても求めてしまっているというところで、徹底がされていないのかなというふうに感じています。

(4)については以上です。

【東川契約調整担当課長】 ありがとうございます。

(4)について、何か都側から補足等はございますか。

【長谷川技術管理課長】 技術管理課長の長谷川です。

今、アンケートをかなり丁寧に取っていただいている、やはり工事をたくさん発注する財務局ですとか建設局ですとか住宅本部みたいところは、直接皆様から意見を伺ったりする機会もあるものですから、局内への周知だとかが結構小まめに図られて浸透しているのですけれども、今言われたような工事の発注が少ない局だったりすると、どうしても担当者に周知を図る機会とかも含めて少ないものですから、皆様が言われている書類削減とかの設計変更ガイドラインとか、そういったものが末端まで周知が図れていないことからこういうことが起こっているのではないかとは思われますけれども、引き続き、回答にありますように、関係局等で構成される協議会などを通じて周知をして取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

【東川契約調整担当課長】 続きまして、2点目のご質問にありました、2の(7)のモデルJVについて回答を申し上げます。

【米倉契約調整技術担当課長】 契約調整技術担当課長の米倉でございます。

私のほうから、技術者育成モデルJV工事についてご回答させていただきます。

技術者育成モデルJV工事は、従来、大規模工事につきましてJV義務を課していたところを、競争性確保の観点から、これを混合入札に変えたところでございます。混合入札というのはJVでも単体でも参加できるという制度でございまして、従いまして現在は、そういった混合入札におきましてはJVでも参加できます。中小企業と中小企業が自主的にJVを結成してJVとして参加することもできますし、あるいは、別に中・中じゃないJVでももちろんできるのでございますけれども、そういったものができるようになっております。また、併せて単体でも入れるというような全体としてのベースの制度になってございまして、そうした中で、大企業と中小企業がペアリングすることによって一定の技術移転が図られると、そうしたことも重要であるという観点から、一部の工事で、モデル工事として、こうした大企業と中小企業のJVを義務づけるという工事を実施させていただいてい

ると、全体としてはそういうつくりになっております。

実際問題としましては、こういったご要望もありますし、現在、こうした中小企業育成という観点から、このモデル工場の効果や課題等につきましてはヒアリングも行ってありますし、引き続き検討を行っていきたいと思っております。

【東川契約調整担当課長】 先生、よろしいでしょうか。

【石橋委員】 すみません、後段のほうについてはよく分からないので、今後、勉強してまいりたいと思います。ありがとうございました。失礼いたします。

【東川契約調整担当課長】 ありがとうございます。

そのほか、何かございますでしょうか。

【柄澤委員】 すみません、私、柄澤からも1点よろしいでしょうか。

【東川契約調整担当課長】 お願いいたします。

【柄澤委員】 本日は、要望事項につきまして、丁寧なご説明をいただきまして、誠にありがとうございます。

1点ご質問をできればと存じます。

要望事項の2の(6) 監理技術者制度の運用の緩和についてでございますけれども、監理技術者の方の負担が大きく、退職、離職につながるケースもあるということでございますけれども、都の方がお話しされたように、東京都の工事施行適正化推進要綱のほうで、死亡とか傷病の場合だけではなくて、工期延長の場合ですとか契約工期が長く多年に及ぶ場合などは、一定の条件の下に交代を認めるということは、要綱には書かれているわけではあるのですけれども、こちらの実際には、この一定の条件、つまり交代前後の監理技術者の技術力が同等以上というところですか、工事の継続性、品質確保などに支障がない、こういった条件がなかなか厳しくて、実際にこの制度を活用できていないですか、そういった実際の実情といたしますか、こちらの制度の活用状況についてお伺いできればかと存じます。よろしくお願いいたします。

【中村公共工事制度研究部会委員】 質問をさせていただきました中村です。

柄澤先生のご質問は、制度を活用しているのかどうか、その実例を聞かせてくださいということですか。

【柄澤委員】 そうです。そのような趣旨でございます。

【中村公共工事制度研究部会委員】 なかなか制度自体を、恐らく我々がしっかり周知、認識するところについていないことも、今回、この質問の多分要因になっているのかなというふうに率直に感じております。

私、質問させていただいて、本日ご回答いただいた、かなり交渉によって柔軟に対応させてもらえるチャンスがあるのだなということを改めて認識した次第でございます。

現実、例えば契約工期で4年の仕事を従事してキャリアをつけようという計画で臨んだ場合でも、多少、地下埋設の状況などにより、極論を言うと、工事が一旦中断になって、実際、倍ぐらいの仕事になるケースも、大型工事で多少そういったレアケースもある場

合、なかなかその技術者が、ずっと拘束されることによって、仮定の話で恐縮ですが、ご家族の状況が変わったりとか、プライベートな事情も今はかなり社員に寄り添っていくという企業の姿勢もございますので、なかなか交渉をさせていただけないのかなというちょっと思いが少しあったものですから、今日ご列席の皆様全員が同じ思いを共有していただいているかは分かりかねますが、今回質問については、そういった事例については柔軟に協議させていただけないかという思いで質問させていただきました。今日は、ご回答で制度のお話もいただいたので、フィードバックさせていただいて、適用する場合についてはご相談させていただければというふうに思っております。

回答になっていないですかね、申し訳ないです。

【柄澤委員】 ありがとうございます。

それでは一定の、もともとこの条件というところが、なかなかハードルが厳しいのかなというところも懸念してご質問したという次第でございましたけれども、理解できました。ありがとうございます。

【東川契約調整担当課長】 ありがとうございます。

それでは、今までのやり取りを含め、東京建設業協会様のほうからも、何かご意見ですかご質問等はございますでしょうか。

【乗京会長】 すみません、質問ではないのですが、大きな4番の建設業の担い手確保というところで、今年の初めから、小池都知事から工科高校についていろいろな支援をさせていただいて、担い手の確保と一緒に努めていかないかというお話がありました。

当方といたしましては、現場を見ていただいて、いろいろなことをするとか、工科高校におられる間にこういう資格をつけていただくと次に進みやすいとか、いろんな提案をさせていただいたり、ご要望があれば、そういう現場の提供といいますか、そういうこともさせていただくというようなことで用意しております。いろいろ技術的などところで打合せをされているようですけれども、また何かありましたら、どんどん協力してまいりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

【東川契約調整担当課長】 ご意見ありがとうございます。

工科高校の検討につきましては、今頂戴したご意見等を含めて所管部署のほうに申し伝えさせていただきたいと思ひます。

そのほか、何かございますでしょうか。

東京都のほうから何かございますでしょうか。

【米倉契約調整技術担当課長】 契約調整技術担当課長の米倉でございます。本日は、いろいろありがとうございます。

冒頭のご挨拶でもお話いただいた、いわゆる担い手3法のことなのですが、まさに12月に全面施行されましたところで、今後、既に具体化、様々な施策が進められていくところです。いろいろな、コミットメントですとか、労務費ダンプ調査ですとか、そう

いった様々な施策もありますし、もちろん標準労務費とか具体的なものも始まっておりま
すけれども、協会さんといたしまして、こうした担い手3法につきまして、今後どうして
いくべきかというか、どういうふうに考えていらっしゃるか、まさに大きな転換点だとい
うお話はいただいたところで、非常に重要なものであるというふうに受け止めていらっし
やることは分かったのですけれども、何かそのことから、今後の在り方について何か考
えられているというか、感じていらっしゃるがあれば、お聞かせ願えれば幸いです。

【乗京会長】 ありがとうございます。

担い手3法については、協会のほうで、皆さんが集まる理事会であったり総会の中
でも、これで建設業が変わるのだ、建設業界が変わるのだということで、さらにそういうと
ころを推し進めていくためには、例えばアンケートにどんどん答えると。まだアンケート
の量が足りなかったりするところもあるみたいなので、実勢の労務費とかについてのアン
ケート、実際のところをどんどん出すようにというような指導であったり、今回そういう
ふうなことで全面的に協力して行って、ようやく我々が物を言えるような立場になってき
たのではないかというふうなことで進めてまいっております。

あと、今回もいろんな要望で意見交換をさせていただきましたけれども、その中で、こ
ちらが言ってきたこととかも含めて、どう変わっていくかというのはこれからの話だと思
いますし、これはあくまで私だけの意見かも知れませんが、別のところから給料
上げろ、給料上げるとばかり言われますので、その辺りが、こちらが上げたところでも
もっと物価の上昇とか全体を含めて、我々についてどれだけ本来の影響があるかとい
うの見据えていかなければならない期間もあると思いますので、こういうような意見交換
会をもっと持っていて、その場その場に依じて、やっぱり今こうなっていますとい
うことをお伝えしていくことが、まず必要かなというふうに思っておりますので、これか
らもご指導のほどよろしくお願ひしたいと思います。

【米倉契約調整技術担当課長】 どうもありがとうございました。

東京都といたしましても、こうした法の趣旨などを含め、引き続き研究しながらしっか
り進めてまいりたいと思っております。どうもありがとうございました。

【東川契約調整担当課長】 それでは、そろそろお時間のほうも迫ってきております
が、最後、何かご意見、ご質問等はございますでしょうか。

(なし)

【東川契約調整担当課長】 よろしいですかね。ありがとうございます。

それでは、閉会に当たりまして、経理部長の稲垣よりご挨拶を申し上げます。

【稲垣経理部長】 本日は、限られた時間ではございましたが、東京建設業協会の皆様
から、働き方改革、また担い手の確保をはじめとしまして、現場で見えている実情につき
ましていろいろとお聞かせをいただきまして、大変勉強になりました。

また、資料としてアンケート結果も頂戴いたしましたので、しっかり拝見させていただ

きたいというふうに思っております。

また、入札監視委員会制度部会の先生方におかれましては、様々な角度からお尋ねをいただきまして感謝を申し上げます。

本日、皆様からいただきましたご意見等を参考にしながら、今後とも入札契約制度を適切に運用していくよう努めてまいりたいと考えておりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

——了——